会議録要旨

会　議　名	令和８年度第１回港区特別職報酬等審議会
開 催 日 時	令和８年８月２８日（金曜日） 午後６時から午後７時４５分まで
開 催 場 所	区役所４階庁議室
委　　員	（出席者） 高島良樹・臼井浩之・石本幸夫・田中泉・勝山恭子・木村暖子・滝口厚子・柴田彩千子・中村仁・二藤泰明 （欠席者） なし
事　務　局	総務部長、参事(総務課長事務取扱)、総務係長、総務係員
その他出席者	財政課長、人事課長、区議会事務局次長
傍　聴　者	なし
会 議 次 第	１　開会 ２　委嘱状交付 ３　委員紹介 ４　区長挨拶 ５　議題 （１）会長の選出について （２）会長職務代理者の指定について （３）諮問について （４）審議会について （５）区の財政状況について （６）職員の給与勧告等について （７）政務活動費について （８）特別職の報酬等について ６　今後の審議日程について ７　閉会
配 付 資 料	［席上配付］ 資料１　　特別職報酬等審議会委員名簿 資料２　　港区特別職報酬等審議会条例 資料３　　港区の財政状況について 資料４　　特別区人事委員会勧告の機能等について 資料５　　令和７年　職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 資料６　　政務活動費の概要 資料７　　令和７年度収支報告書総括表 資料８　　政務活動費の使途基準に関する申し合わせ事項

	資料９　港区議会政務活動費審査会設置要綱 資料１０　港区議会政務活動費審査会開催状況 資料１１　過去５年の政務活動費使途別支出内訳 資料１２　政務活動費の支出に係る各種指標の推移 資料１３　２３区の政務活動費 資料１４　特別職の職務等とこれまでの改定の経緯について 資料１５　港区特別職の年間給料等支給額及び港区議会議員の年間報酬等支給額 資料１６　港区特別職報酬等審議会答申（令和７年１１月２１日） 資料１７　港区特別職報酬等審議会答申（令和８年６月２日） 資料１８　令和８年度港区特別職報酬等審議会開催日程(案)
会議の結果及び主要な発言	

総務部長	１　開会 ２　委嘱状の交付（机上配布） ３　委員自己紹介 ４　区長挨拶 ５　議題 （１）会長の選出について
Ｂ委員	Ａ委員を会長に推薦する。
全委員	異議なし。
総務部長	今後の進行は会長にお願いする。 （会長挨拶） （２）会長職務代理者の指定について
会　長	会長職務代理者はＢ委員を推薦する。
全委員	異議なし。 （３）諮問について （諮問文を清家区長から会長に手交） （諮問文（写）を各委員に配付） （清家区長退席） （４）審議会について （事務局自己紹介）
参事（総務課長事務取扱）	配付資料及び資料２についての説明 質疑なし （５）区の財政状況について
財政課長	資料３についての説明
Ｂ委員	決算に関する資料が令和６年度の内容となっているが、令和７年度決算はまだまとまっていないのか。また、今後、審議会において報告してもらえるのか。報告が間に合わない場合は、決算見込みを説明してほしい。 また、令和７年度は区の人口が増加している一方で、区民税収入が減少している理由について、改めて説明してほしい。
財政課長	令和７年度決算は現在調製中であり、間もなく開会する令和８年第３回区議会定例会に提出する予定である。委員への情報提供については、事務局と相談の上、適切な時期に行いたい。 区民税収入が減少している理由は、株式等譲渡所得など、給与所得以外の所得に係る税収が多く、社会経済情勢の影響を受けやすいためである。

Ｄ委員	基金について、その設置目的や使途の見直しは行っているのか。 また、ふるさと納税による区税収入への影響について、国への要望や区独自の取組を行っているのか。これまでの取組による効果は出ているのか。
財政課長	基金については、必要に応じて見直しを行っている。コロナ禍においては、区民税収入の減収分を財政調整基金により補塡した。また、公共施設等整備基金については、学校の改築などに必要となる経費を見据えて積立てを行っている。 ふるさと納税制度については、特別区が東京都とともに、国に対して制度の見直しを要望している。 また、港区版ふるさと納税に体験型の返礼品を取り入れるなど、ふるさと納税による減収への対策を講じるとともに、区の魅力の発信に取り組んでいる。 ふるさと納税に伴う区民税の減収額は、港区版ふるさと納税による寄付収入額を大きく上回っており、収支としてはマイナスとなっている。
	（６）職員の給与勧告等について
人事課長	資料４及び５についての説明
Ｂ委員	民間企業の労働者には労働基本権が保障されている一方、公務員は労働基本権の一部が制約されているため、その代償措置として人事委員会勧告が行われ、民間企業の従業員との給与較差を解消する仕組みであるという理解でよいか。
人事課長	そのとおりである。特別区人事委員会が、特別区職員と民間企業の従業員の給与を比較し、その較差を解消するために勧告を行っている。
Ｂ委員	職員の採用において民間企業との競争が生じており、近年は初任給を手厚くする傾向にあると思うが、令和７年の人事委員会勧告による給与の引上げは、課長級や部長級にも及ぶのか。
人事課長	令和７年の勧告では、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給与の引上げが勧告されている。
Ｃ委員	特別区職員は、各区が個別に採用するのではなく、特別区全体で一括して採用しているのか。
人事課長	採用試験は特別区人事委員会が実施している。受験者は、特別区人事委員会が実施する試験及び面接に合格した後、各区の採用面接を受けることとなる。 各区は、それぞれの特色や仕事の魅力についてＰＲを行っている。
Ｃ委員	港区で働きたい者もいると思うが、独自採用は考えていないのか。
人事課長	第一希望のみ採用している区もあるが、港区は需要数を確保するために、特別区人事委員会による統一的な採用を行っている。
Ｄ委員	特別区の共通の採用試験があり、２次試験が各区の面接なのか。
人事課長	特別区の共通の試験及び面接に合格した者が各区の面接を受験する。
Ｄ委員	人気の区はあるのか。
人事課長	人口規模が大きい区は、その分職員規模も大きく、比例して志望者数も多くなる。

Ｄ委員	子育てなどを理由に退職した職員に、再び区で働いてもらうための制度はあるのか。また、国家公務員など、他の行政機関での勤務経験を有する者を採用する制度はあるのか。
人事課長	カムバック採用により、区を一度退職した者を採用した実績がある。また、国、他の地方公共団体、民間事業者等での勤務経験を有する者を対象とした経験者採用も実施している。
Ｄ委員	港区職員に係るパワーハラスメントについて、相談事案の件数や相談・通報の窓口を教えてほしい。
人事課長	ハラスメントに関する相談は、人事課や港区職員労働組合に年間１０件程度寄せられている。 行為者と相談者との間で認識が異なる場合も多く、調査の結果、ハラスメントとして認定される事案は数年に１件程度である。
Ｄ委員	管理職選考におけるⅠ類及びⅡ類とは、どのような区分か。
人事課長	Ⅰ類は、選考試験を経て管理職に昇任するものである。Ⅱ類は、勤務成績等に基づき、管理職として必要な能力を有する職員を対象として選考を行うものである。
区議会事務局次長	（７） 政務活動費について 資料６から１３についての説明
Ｂ委員	資料１０の港区議会政務活動費審査会開催状況について、政務活動費の交付額の見直しを審査会で検討しているということか。 政務活動費の増額についての議会側の要望がまとまった場合、議会から区長宛てに要望するということか。
区議会事務局次長	政務活動費の交付額の見直しについては、港区議会政務活動費審査会の所掌事項ではないが、議会側で議論しているため、審査会委員に意見を聞いたものである。 政務活動費の増額について意見がまとまった場合は、議会から区長に要望することで準備を進めている。
Ｂ委員	議会から区長に要望された場合、港区特別職報酬等審議会での審議の対象となるのか。
参事（総務課長事務取扱）	「港区議会における政務活動費の交付に関する条例」において、政務活動費の交付額を変更する場合は、第三者の意見を聴くことが規定されている。 議会から区長に要望が出された場合、交付額の適否や適用日等について、本審議会に意見を聴き、最終的に答申をまとめることとなる。
Ｄ委員	政務活動費の交付額の見直しについて、各会派で意見がまとまったということか。
区議会事務局次長	現在、意見がまとまりつつある。改めて本審議会において報告する。
Ｄ委員	港区議会政務活動費審査会での審議事項は、申し合わせ事項に加わっていくということか。

区議会事務局次長	港区議会政務活動費審査会から出された意見は、その都度、議会内にフィードバックしている。 また、その内容は区議会事務局でも把握しており、毎年、各会派から実施報告書が提出される際に、審査会から指摘された事項が反映されているか確認している。
Ｄ委員	年度内に会派の異動があった場合、政務活動費は清算するのか。
区議会事務局次長	毎月１日時点の状況に基づき会派に支給している。月の途中で会派の異動があった場合、新しい会派からの請求に基づき、翌月から政務活動費を支給する。
参事（総務課長事務取扱）	（８） 特別職の報酬等について 資料１４から１７についての説明
	質疑なし
参事（総務課長事務取扱）	６　今後の審議日程について 資料１８についての説明
会　長	本日の審議はここまでとする。
	７　閉会